

令和6年度長崎地方裁判所委員会（令和6年10月開催）議事概要

日 時 令和6年10月15日（火）午後1時30分～午後3時00分

場 所 長崎地方裁判所

テーマ 裁判員制度の現状等について

出席者 （五十音順、敬称略）

（地裁委員）

伊東讓二、太田寅彦、岡部豪（委員長）、荻布優子、高長伯、杉本忠昭、山崎善仁、山田尚登、山田貴己、山本きよみ

（事務担当者）

矢神事務局長、谷内刑事首席書記官、市村次席書記官、橋本刑事訟廷管理官、甲斐主任書記官、浦添総務課長、山口総務課課長補佐

議 事 要 領

第1 開会

第2 委員長の互選

第3 委員あいさつ

第4 委員長代理の指名

第5 議事

1 テーマについての説明

2 協議・意見交換

（以下、発言者は、委員長：□、委員（裁判官）：◎、委員：○、事務担当者：△と表示）

□ それでは協議に入ります。先ほどの説明につきまして、委員の皆様から質問等があればお答えしたいと思います。何かありますでしょうか。

○ 一番問題になっているのは辞退率ですが、長崎は70%くらいで全国より若干高いのは地方の問題もあると思います。辞退するにはそれなりの理由が

あると思います。学生や子育て中のお母さんたちの辞退理由は明確ですが、普通に働いている成人の辞退理由は何かが多いのですか。

△ 裁判員候補者名簿の登載通知を受けた方から調査票に回答を行ってもらうのですが、その段階で70歳以上であるため辞退をしたいという回答が多くあります。正確な統計はありませんが、名簿登載後、実際の事件の裁判員候補者に選定された裁判員候補者の中の2割ぐらいが70歳以上であるため辞退しますという方と思われまます。そのあと裁判員選任手続への呼出しをした段階では、仕事を理由とする辞退の申し出が多いと思います。これも概ね70歳以上の年齢を理由に辞退したいという方と同程度の割合です。70歳以上であること、そして仕事というのが結構大きなボリュームになっています。あとは体調面です。ご病気を理由に辞退の申し出をされる方も結構おられます。おおよそ年齢や仕事や体調面を理由とするものが辞退数の半分ぐらいだと思われまます。

○ その理由を書いたら辞退することは認められるということですか。

△ 辞退事由というものが前もって決まっております、それに該当する方は辞退理由として辞退の申し出をすることができます。例えば、年齢が70歳以上である場合は、辞退の申し出が当然に認められる場合に当たります。

◎ 補足しますと、お仕事の関係については、法律で辞退事由というのが決まっております、「その従事する事業における重要な用務であって、自らがこれを処理しなければ当該事業に著しく損害が生じるおそれがあるものがあること」の要件にあたる場合ということです。例えば、代わりの方がいるとか、調整すればなんとかなるという場合には、必ずしも辞退が認められることにはなりません。職場でもその方しか専門的な技能を持っている人がいない場合になります。例えば、学校の先生とかは、生徒への授業がありますので参加はちょっと難しいことが多いのではないかと感じています。

○ 学校の先生やお医者さんは、これに当てはまるのはわかりますけど、普

通の会社で仕事をしている人たちは、裁判員に選ばれると仕事上どうしても困るという理由は、なかなか無いような気がします。それでもある程度認めるということですか。

- ◎ 状況にもよりますが、現場の責任者とか、会社全体を統括しなければいけない方とかは、日数にもよるとは思うのですが、2週間ぐらい完全に昼間の時間帯を空けてしまうということが難しいというケースですと認められることが多いのではないかと思います。

実際に裁判員を5時まで勤めて、その後、職場に戻って仕事をする方もいました。お仕事をうまく調整しながら参加していただけるのが実情なのかなと感じています。

- ほかに何かご質問がある方はいますか。
- 裁判員に任命された後、実際の事件に来てくださってというときに、欠席される人は結構おられるのですか。
- ◎ 選任手続の段階で裁判の日は毎日出席していただければなりませんとお断りした上で、裁判員になっていただけますので、基本的には、ほとんどの方は最後まで参加していただけることが多いと思います。途中で急な仕事が入ったということで辞退を申し出る方や、離島の方が天候の関係で来られなくなってしまったということはありますが、基本的に選ばれた方は、ほとんど参加していただけると思います。
- 例えば、辞退率が7割ぐらいで残り3割が辞退しないということですか。その3割の中で選任手続を実施して、裁判員を選ぶということでしょうか。
- ◎ 来ていただいた中から裁判員の方6名と、補充裁判員は事件によって何人選ぶか異なるのですが、通常は2人とか3人なので、来ていただいた中から、合計で8人とか9人を選ぶという形です。
- 分かりました。
- 裁判員を選ぶプロセスとしては3回抽選を行います。一番初めに選挙権の

ある人の名簿から最初の抽選で裁判員の名簿を作ります。これが最初の抽選です。最初の抽選は自治体だけで、その名簿を裁判所は受け取ります。名簿に載った時点で、あなたは来年裁判員になる可能性がありますという通知を出させていただくのですが、その段階で辞退される方がいます。

今度は具体的な事件のための裁判員候補者を選ぶために呼び出しを行います。呼び出すための抽選が第二次抽選です。その段階で辞退しますという方もいますし、裁判員選任期日に来ていただいた中でも辞退する方がいます。

辞退されなかった方が最終的に残って第三次抽選で裁判員を選ぶことになります。どの段階でも辞退できるので、その全部をトータルして7割ぐらいの人が辞退されているということです。

最終的には、裁判期日全部に出られる方の中から選んでいますので、一旦裁判員等に選ばれると、その後の期日に欠席する方はほとんどいません。

- 18歳から裁判員候補者の対象になると聞いております。くじによって選ばれるので、たまたま18歳の方ばかりだとか、そういった場合もその構成で裁判をしていくことになるのですか。
- ◎ 私の経験では年齢や性別に大きな偏りはあまり無いですね。裁判員6人と補充裁判員3人選んだ時に女性の方が多かったとかいうことはありますけれども、大きな偏りはないです。
- 私の経験ですと全員男性とか全員女性という裁判員になったことがあります。年齢的な偏りでいうと全員40代以上という構成もありましたが、若い人に偏った経験はないですね。若い人が少ないですからね。
- 犯罪の内容で例えば強姦致死とかで裁判員が女性だけ選ばれたとしても女性だけで裁判をすることになるのですか。
- そういうことになります。
- さきほどの円グラフによると、裁判員として裁判に参加した感想としては、皆さんよい経験をした人が圧倒的に多いです。最初は、あまりやりたくなか

ったという方が3分の2ぐらいだったのが、参加後は、ほぼみんなよい経験と感じています。どうして皆さんがやってよかったと思うようになったとお考えですか。

□ 実際の経験談があれば紹介してください。

◎ アンケートは、毎回裁判員裁判が終わった段階で皆さんに対してお願いしています。裁判所のアンケートですから悪いことを書きにくいというものもあるかもしれません。最初の段階は、皆さん裁判員に選ばれてしまったとか、どうしようという感じで始まることが多いと思います。やっていく中で裁判の仕組みを理解して裁判官と実際に話してみてもイメージが変わったとか、職員の方と接したりとかして、その中で裁判がこんなふうにして運営されていくことを感じていただくことが多かったからではないでしょうか。また、被告人、被害者及びその関係者の方の話等を法廷で実際に聞いたりして、今まで経験したことがないことを経験できたという感想に繋がっていると感じております。

そういう意味で裁判をいろんな方にわかっていただけることが課題だと思っています。学生に対しては、いろんな形でアプローチしていますが、仕事や子育てに忙しい方に、どういうふうにアプローチしていくかが大切だと思っていますし、実際参加していただくときに本当に良かったと言っていたので、それをどういうふうに発信していくことができるかが課題かなと思っています。

□ 私が経験したことをお話しします。裁判員裁判が終わった後、裁判員の方に感想をお聞きすることがありますが、印象に残っているお話がいくつかあります。

工場で働いていた方のお話しですけど、「自分は職場に出るとしゃべらないで手だけ動かさせて会社で言われている。ここでは自分の考えを話していいし、自分の考えを言うとほかの人が反応してくれて、自分の意見が尊重

されているように感じた。これは普段自分が仕事や生活で感じることができないことで、これがすごく嬉しかった。」。

それから、事務系の職種の方で、「会社では結構会議をしているけれども、いつも偉い人がこうだと言ったらそうになって、内心はちょっと違うけどなあと思いつつ、なんかもやもやしたものを感じていた。でも裁判員裁判の評議は、立場は全然関係なくて、みんな自分の思ったことをしゃべってそれが受け入れられることが心地よかった。こういう経験ができたなら会社でもう少し勇気を出して言ってみようかなと思った。」。このように裁判員を務めたことで、今後の自分の生活も変われそうだという実感を持たれた方は結構います。多分こういうことが、よい経験になったという感想に繋がっていると思います。

- 18歳以上の人に今そういう取り組みがあまりなされていないというところで、委員長がおっしゃった、裁判員の経験を伝えることなど、なんかそういうのもっとうまくやっていけば少しは増えるのではないかという気がします。
- 18歳以上の方に広報の重点を置いたほうがいいのではないかという意見ですね。
- 将来を考えると中高生に対する広報っていうのはいいと思うのですが、辞退率が高いのを改善するには、18歳以上の人に対して広報を行っていく必要があるかなと、将来的な面と、現状を改善する面での二つが必要かなと思います。
- 裁判員制度が導入された15年前、つまり裁判員制度が入る前ですね。その当時の先入観から変わらなければいけないなみたいな。もし自分がそこに参加していたら、分からないものだから、フラットな立場で何を言ってもいいけど、最後は裁判官が結論を導いて、ああなるほどね、みたいな感じのショーのような形になっていると思ってしまいました。つまり裁判員制度は、

対象が重大犯罪事件であり、この人が犯人だということに対する証拠についての採否まで裁判員の判断を必要としているなら、それは酷だし、量刑については、全く何の判例も知らないのに、どんな基準で判断すればいいのかわからない中では、どうしても専門家の方々や、あるいは意見を強めに言ってくれる方の後追いになってしまう。

それと正直言って、あまりやりたくないのに参加して6日間も拘束されたことに対して、やっぱり無駄だったとは感想として書きにくいですよ。他方で、得難い経験をしたといえる観点から言えばいい経験ですからね。5点満点で4点以下にすることは、自分の投下した時間が無駄だったとは言いたくないですから。そうすると絶対に4点以上にするのではないのでしょうか。あまりやりたくないのは、なんでやりたくないのだろうというところを改善すべきであって、参加してくれさえすれば、みんないい経験になることは分かっているように思います。

もう一つは、積極的に参加したい人が一定数いること。それと、70歳以上の人たちの辞退が多かったですが、2割ぐらいが70歳以上ですよ。義務的なものというのもいいですけど、こういうふうにしたらどうでしょうか。70歳以上の方は除外されるけど70歳以上でもやっていいですよっていう人は、何か応答してくれたら最初からいきなり除外はしません。自分が選ばれるかどうかかわからないけど、そのリストの中に載ってもいいですよっていうような形にしたらどうでしょうか。

辞退率70%は普通に考えてちょっと異常だと思います。7割の人たちが辞退する理由はいろいろあるのかもしれないけど、その人が参加できるよう法で守られているのだから、基本的には職場も協力しないといけない。裁判員制度というのが絶対必要なものだっていうよりも、そういうルールがあるから、とりあえず人数を集めているみたいな感じで思われてしまっているのではないのかと、ちょっと感じてしまいました。

□ いろいろな御指摘ありがとうございます。ちょっと誤解されている部分もあるので説明をお願いします。

△ 70歳以上の方は辞退できるというところですが、この要件はあくまで70歳以上の方は、辞退することができるということです。裁判員になることができなくて、辞退を申し出ることができるという規定になっています。

実際に70歳以上の方であっても辞退を申し出ない方が相当数いらっしゃる状況です。70歳以上ということで実際に辞退したいという方は辞退申出をされる方も相当に多いので、どうしても70歳以上を理由に辞退されるという方が多いという状況になってはしまいます。この点、法律上は、70歳以上だからといって裁判員になれないというわけではないですし、実際70歳以上の方でも裁判員になられている方も結構いらっしゃるという状況になっております。

◎ 一般の方がいきなり選ばれて、いろんな法律の話とか聞いてどうしたらいいのだからというものが率直なところだと思います。その中でどうやって裁判員裁判をやっているのかと思うのですが、基本的に裁判員裁判を行うに当たっては、検察官と弁護士と裁判所の間で公判整理手続という、証拠とか主張を整理する手続きを踏んでから裁判員裁判の公判に入ることになっております。三者でどんなふうにしたら一般の方にも分かりやすい裁判になるのかということはかなり綿密に検討してから公判に臨むということになっています。手元にお配りしているようなパワーポイントの資料とかを使って公判の説明がなされたり、証拠が示されたりだとか、そういった見て聞いて分かるような形に整理して裁判をやっているのが実情です。その上で評議の場では、裁判員と裁判官と一緒に意見を出し合うのですけれど、その進め方についても難しい言葉なんかを使わずに分かりやすい形で評議を行うようにしていますので、法律用語とかで分かりにくいものがあれば裁判官がそれを説明して、



皆さんが理解しながら話を進めていくことができる形になっています。

裁判員の方と裁判官が一緒にやることは、まずその事実があったかなかったか、例えば殺人事件として検察官が起訴しているその事実があったかなかったかっていうのを決めることと、それが認められる時にどういう刑罰を科すかっていうことを決めることになります。証拠を採用する、しないっていうのは、法律上は裁判官だけで決めることができることになっていますので、そういったものは裁判官で決めた上で、場合によっては裁判員の方に御意見を聞くこともあるのですが、基本的には今言った意見を一緒に考えていきます。いろんなルールとかを説明しながらやりますが、裁判官が指導するというのではなく、どちらかというとき皆さんから平等にいろいろな意見が出やすいような雰囲気作りを裁判官がしており、法的な知識が必要なときは裁判官が適宜説明しながらやっているのが実情なのかなと思っています。

そういうことを通じて、これまで裁判はすごい専門家がやっていて、専門家の言うことを聞かないといけないのではないかというイメージがあったところが、実際に参加してみると、ちょっと違うという意見もこの中に入っているのかなと私自身は思っているところです。

□ 今おっしゃったようなイメージがやはり国民の一般のイメージで、それが実際に参加してみると、いい意味で裏切られるので、それがいい感想につながっているのかなというふうに我々は理解しています。委員の皆さんも参加の機会があれば是非参加してください。

○ 私自身、裁判員候補者名簿の登載通知がだいぶ前に届きました。私としては、これに毎年選ばれるわけじゃないだろうから、積極的に参加したいという考えだったのですが、結局その次のステップには選ばれなかったのです。そういう人はやったほうがいいのかもしい。裁判官、検察官、弁護士がいて公開されている裁判を見学することだけであればできますが、それが素人に殺人事件を判断してくださいといったらどう思うか、有罪ですか、無罪で

すかと言われたら心理的負担があります。できれば専門家に任せたいというのが国民一般の考え方だと思います。裁判員制度の広報としては、悪いイメージを払拭しつつ、あなたの義務ですよ、法律的には難しいかもしれないけど、70歳以上は選ばれても辞退することができますではなく、70歳以上も選ばれたら積極的に関与してほしいなどと、もう少し義務感を強調した広報を行っても良いのかもしれない。

□ やはり18歳以上の広報活動が必要だということですね。

○ 税理士会では租税教室というものがあまして、租税教室は小学校、中学校、高校に対して租税の仕組みだったり、なぜ税金があるのかということを広く広報する活動です。

裁判というと、すごく悪い人がいて、だまされた被害者がいて、いかにも悪い人は裁判所がこらしめてくれるわけです。そんなことをテレビでいっぱい見るじゃないですか、でもどうだろうそれは本当なのかなと思ってしまいますが、それは実際の裁判に関与してみないと分からない。先ほど紹介されたような模擬裁判を広報としてどんどんやってみる。生徒達がどれくらい積極的に参加してくれるか分からないですけど、どんどんやったほうが良いなと思いますね。少しでも裁判所が身近になればと思います。少なくとも私の高校時代まで含めてそのような模擬裁判に参加したこともないし、そんな話もありませんでした。

□ 委員のお話の中にもでてきたのですけれども、裁判員に選ばれる前の気持ちで、やりたくないというイメージの方が多いという意見をいただきました。私も実際に裁判員裁判の裁判長として、選ばれた裁判員の方にやってみたかったですかと聞いたら、やっぱりやりたくなかったと答えられました。なぜやりたくなかったですかと聞くと、それは裁判員が真面目に生きてきたのに裁判所に行きたくありませんとおっしゃった。裁判所は悪いことをした人が、問題のある人が行くところだというイメージがすごく多いと思います。裁判

所のそういう悪いイメージを払拭して行く必要があるのかなというのを感じています。悪い事をした人が行くところという悪いイメージを払拭していくためには、どのようなことをしたらよいでしょうか。

- 裁判所に行く機会がないので、やはり身近なものではないです。特別な場所であり、普通の人には本当に関係のない場所という感覚なので、やっぱりそういった小さい頃からのアプローチとかも大切なのかもしれないし、広報活動を行っていくことは大事だと思います。小さなことを言わせていただければ、例えば、子育て中の方が裁判員に当たりました。私は行きたい。でも子供はどうするっていう時に、例えば、託児所があると、その日だけ保育所に特別に預かってもらえるとか、介護しているから行けないとかの場合だと、この介護を一日施設が預かってくれるとか、そういう小さなことかもしれませんが、そういうところまで面倒を見てくれる仕組みがあれば、もしかしたら少しでも参加したいと思っている方も参加しやすくなるのかなと感じました。
- 本日はありがとうございました。貴重な御意見として、今後の裁判員裁判の運営や広報活動の参考とさせていただきたいと存じます。

## 第6 次回期日及び協議テーマについて

### 1 次回期日

(地家裁委員会)

令和7年5月27日(火) 午後1時30分

### 2 次回協議テーマ

(地家裁委員会)

調停手続の充実に向けた調停委員の人材確保等について